

# 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

## 逐条解説

令和 5 年 2 月  
山口県障害者支援課

## 目 次

はじめに	1
条例名	2
前文	2
第1章 総則	
第1条 (目的)	5
第2条 (定義)	5
第3条 (基本理念)	8
第4条 (県の責務)	9
第5条 (市町等との連携)	10
第6条 (事業者及び県民の責務)	11
第2章 障害を理由とする差別の禁止	
第7条 (不当な差別的取扱いの禁止)	12
第8条 (合理的配慮)	14
第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制	
第9条 (相談に関する業務)	17
第10条 (あっせんの求め)	18
第11条 (事案の調査)	21
第12条 (あっせんへの付託)	22
第13条 (あっせん)	22
第14条 (勧告)	25
第15条 (公表)	26
第16条 (山口県障害者差別解消調整委員会)	28
第4章 共生社会の実現に向けた施策の推進等	
第17条 (普及啓発)	30
第18条 (幼児期からの理解の促進)	31
第19条 (文化芸術活動等への参加の機会の充実等)	32
第20条 (情報の取得等に関する施策の推進)	34
第21条 (県民全体での取組の推進)	35
第22条 (県民等の活動の促進)	35
第23条 (人材の育成及び確保)	36
第5章 雑則	
第24条 (財政上の措置)	37
第25条 (規則への委任)	37
第6章 罰則	
第26条	38
附則	38

## はじめに

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」は、条例検討委員会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえて作成したのですが、法令としての条例の性質上、用語の制約もあり、法律や条例になじみがない場合には、やや分かりづらい面があるかもしれません。

この逐条解説は、分かりやすい言葉で解説を行い、また、条文の出典となる法律や規定の考え方を補うことにより、県民の皆様に条例への理解を深めていただくことを目的として作成しています。

この逐条解説では以下の法令について略称を使用しています。

法 令 名	略称法令名
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法

## 条 例 名

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

### 〔解説〕

この条例の目的である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をやさしく柔らかい言葉で表現しています。

「障害のある人もない人も共に」の表現には、障害のある人と障害のない人が、共に地域社会で暮らすかけがえのない存在としてお互いを尊重していきたいとの趣旨が込められています。

## 前 文

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いである。

平成 26 年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。私たちは、この条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が受ける差別や制限が、個人の心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されるものであることへの理解を深め、障害のある人が障害の有無にかかわらず分け隔てなく受け入れられるインクルーシブの考え方に基づく取組を推進していく必要がある。

しかしながら、今なお障害のある人は、日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けたり、社会における障壁を取り除くための必要な配慮を受けることができず、暮らしにくさを感じている状況がある。

また、障害のある人の中には、外見からは分かりにくい障害のために周囲の人の理解が得られず苦しんでいる人や、障害者手帳等の交付には至らないものの、困難な暮らしを余儀なくされている人も少なくない。

このため、本県では、誰もが多様な障害の特性を理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポート運動を県民運動として積極的に展開するなど、障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくるための取組を行ってきた。

こうした中、令和 3 年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるなどの改正が行われ、障害を理由とする差別を解消するための一層の取組が求められることとなった。また、同年に東京パラリンピック競技大会が開催されたところであり、この大会を契機として生まれた障害や障害のある人に対する関心、共生の意識の高まりを持続させていく必要がある。

このような状況を踏まえ、私たち一人一人が、障害や障害のある人について理解を深

めることで誤解や偏見をなくし、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害のある人となない人が支え合いながら共に暮らすことのできる県づくりをこれまで以上に推進していかなければならない。

ここに私たちは、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、県、市町、事業者及び県民が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 〔趣旨〕

共生社会の実現に向けて、県、市町、事業者及び県民が一体となって取り組むことを決意するものとする条例制定の趣旨や、条例制定に至った背景を明らかにしています。

#### 〔解説〕

はじめに、共生社会の実現は県民の願いであり、平成26年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、インクルーシブの考え方に基づく取組を推進していく必要がある旨を述べています。

また、第2条でも解説していますが、障害者の権利に関する条約の規定を踏まえ、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会との在り方によって生ずるという「社会モデル」に基づく障害者の概念について触れています。

続いて、今なお、障害のある人は、障害を理由とする差別によって暮らしにくさを感じている状況があること、また、障害のある人の中には、外見からは分かりにくい障害や障害者手帳等の交付には至らない障害のために困難を抱えている人も少なくないこと、そのため、本県ではあいサポート運動を始めとする障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくるための取組を行ってきたことにふれています。

続いて、令和3年の障害者差別解消法の改正及び東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害理解を深めることで誤解や偏見をなくし、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害のある人となない人が支え合いながら共に暮らすことのできる県づくりをこれまで以上に推進していく必要があることを明らかにしています。

最後に、共生社会の実現に向けて、県、市町、事業者及び県民が一体となって取り組む決意を宣言しています。

#### (参考①)「障害者の権利に関する条約」

##### 第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等

(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ

(g) 男女の平等

(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

(参考②) 障害者差別解消法 ※下線部：令和3年5月改正部分

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければ（※改正前：するように努めなければ）ならない。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

### 〔趣旨〕

この条例の達成しようとする目的が、障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現することであることを明らかにしています。

### 〔解説〕

条例の実体をなす内容である、障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念、県、事業者及び県民の責務、県が実施する施策の基本となる事項を定めることを手段とし、その目的として、障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現することを掲げる構成としています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 事業者 県内で商業その他の事業を行う者（国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第5号に規定する独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）を除く。）をいう。

### 〔趣旨〕

この条例で使用する重要な用語である「障害者」「社会的障壁」「事業者」の意義を定めています。

〔解説〕

### 【第1号】（障害者）

この条例の「障害者」の定義は、法との整合を図るため、障害者基本法及び障害者差別解消法に則しており、①心身の機能の障害があること、②障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあること、のいずれにも該当する人と定義しています。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。

したがって、この条例が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られません。難病のある方についても、難病に起因する心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている状態にある人は、本条例の「障害者」に該当します。

なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれます。

### 【第2号】（社会的障壁）

この条例の「社会的障壁」の定義は、法との整合を図るため、障害者基本法及び障害者差別解消法に則しています。

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念」とは具体的には次のようなものをいいます。

- ① 社会における事物・・・通行、利用しにくい施設、設備など
- ② 制度・・・利用しにくい制度など
- ③ 慣行・・・障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ 観念・・・障害のある方への偏見など

### 【第3号】（事業者）

事業者については、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務の対象となることから、その範囲を明確にするものです。

この条例の「事業者」とは、障害者差別解消法と同様の考え方にに基づき、県内で商業その他の事業を行う者のうち、以下の者を除いた者と定義しています。

- ① 国
- ② 独立行政法人等
- ③ 地方公共団体（地方公営企業を除く）
- ④ 地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人を除く）

「事業者」とは、個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続して行う者を指します。したがって、「事業」には、対価を得ない無報酬の事業や社会福祉法人や特定非営利活動法人の行う非営利事業も含まれます。

なお、「地方公営企業」及び地方独立行政法人法第21条第3号に掲げる業務を行う「公営企業型地方独立行政法人」を「事業者」として扱うこととしているのは、根拠法において「常に企業の経済性を発揮する」ことが求められていることや、原則として事業に要する経費を事業収入で賄うことが前提とされているためです。



(参考①) 障害者基本法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(参考②) 障害者差別解消法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3)・(4) (略)
- (5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- (6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- (7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、県、市町、事業者及び県民が一体となって行われなければならない。

- (1) 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
- (3) 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、全ての県民が、障害及び障害者について理解を深める必要があること。

## 〔趣旨〕

この条例に基づき障害を理由とする差別の解消を推進していく上で基本となる考え方を定めています。

障害を理由とする差別の解消の推進は、① 障害者の人権の尊重、② 差別の禁止、③ 障害及び障害者に対する理解、を基本理念として、県、市町、事業者及び県民が一体となって行われなければならない旨定めています。

## 〔解説〕

障害を理由とする差別の解消の推進は、県、市町、事業者及び県民が一体となって行うこととする姿勢を示しています。

### 【第1号】(障害者の人権の尊重)

障害者基本法第3条を引用したものです。

「障害者の人権の尊重」は、障害者差別解消法第1条においても法の目的の前提とされる理念であり、この条例全体に共通する基本的な考え方です。

### 【第2号】(差別の禁止)

障害者基本法第4条第1項の規定を引用したものです。

この条例では、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」に関して、第2章及び第3章において具体的な措置等を定めていますが、県民が私人としての立場においてしたがうこととなる「差別の禁止」について、この条例全体に共通する基本的な考え方としてここで定めています。

### 【第3号】(障害及び障害者に対する理解)

障害を理由とする差別については、一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられるため、「障害及び障害者に対する理解」を差別解消の推進に際しての基本理念として定めています。

(参考①) 障害者基本法

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

(1)～(3) (略)

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2・3 (略)

(参考②) 障害者差別解消法

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

〔趣旨〕

県の責務として、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策を総合的に策定し、実施することを定めています。

## 〔解説〕

障害者の日常生活や社会生活には、福祉のほか、保健・医療・教育・雇用・住宅など様々な分野が関わっていることから、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会を実現するためには、各分野の幅広い施策を総合的に策定し、実施する必要があります。

障害者基本法では、地方公共団体は障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することを定めており、障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し実施することを地方公共団体の責務として定めています。

本県では、障害者基本法の規定に基づく「都道府県障害者計画」として「やまぐち障害者いきいきプラン」を策定し、障害を理由とする差別の解消の推進についての施策を含む各般にわたる障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

### （参考①）障害者基本法

#### （国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

### （参考②）障害者差別解消法

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （市町等との連携）

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、事業者及び県民との連携に努めるものとする。

## 〔趣旨〕

県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策の策定・実施するに当たり、市町等と連携に努めることを定めています。

## 〔解説〕

県が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策を策定・実施するに当たっては、障害者が日常生活又は社会生活において関わることとなる様々な主体と連携を図ることが重要であることから、国、市町、事業者及び県民と

の連携について定めています。県、市町、事業者及び県民が一体となって差別の解消に取り組むことについては、前文及び基本理念の条においても定めています。

(事業者及び県民の責務)

第6条 事業者及び県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

〔趣旨〕

事業者及び県民の責務として、①障害及び障害者について理解を深めること、②県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策に協力することを定めています。

〔解説〕

障害を理由とする差別の解消の推進は、全ての県民が障害及び障害者について理解を深める必要があることを基本として行われなければならないとする基本理念の趣旨を踏まえ、障害及び障害者について理解を深めることを事業者及び県民の責務として定めています。

また、県と事業者及び県民が一体となって施策を推進するため、県の施策に協力することを責務として定めています。

なお、市町の責務については、県と市町が対等・協力の関係にあり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策等において各市町が地域の実情に応じて果たす役割等を踏まえ、定めないこととし、県の施策の策定・実施に当たり市町との連携に努めるものとするほか(第5条)、障害を理由とする差別に関する相談において市町と連携して対応することとしています(第9条)。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県及び事業者は、障害者に対して障害を理由として障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることにつき不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があるときは、当該障害者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

〔趣旨〕

県及び事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することを定めています。

〔解説〕

この条例において、「障害を理由とする差別の禁止」(不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供)に係る規定及びその考え方については、法との整合を図るため、障害者差別解消法の規定及びその考え方に則しています。

また、第2項については、障害者との相互理解を進める観点から定めているものです。

【第1項】

(不当な差別的取扱いの考え方)

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

- 財・サービスや各種機会の提供を拒否する
- 財・サービスや各種機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限する
- 障害者でない者に対しては付さない条件を付けること

などにより、障害者の権利利益を侵害してはいけません。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いには該当しません。

したがって、

- 障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)
- 法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

などは、不当な差別的取扱いには該当しません。

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

### (正当な理由の判断の視点)

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

県及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、

○ 障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）

○ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持

等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

### (不当な差別的取扱いを禁止する対象)

不当な差別的取扱いを禁止する対象は、法と同じく行政機関（条例では県）及び事業者としています。

私人（県民）については、「事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当」とする国の見解を踏まえ、この条例第2章に定める障害を理由とする差別の禁止の対象としていません。私人による障害者差別の禁止については、第1章「総則」に定める基本理念（第3条第2号）において規定しています。

#### (参考①) 障害者差別解消法

##### (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

##### (事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(以下前条第1項に同じ)。

2 (略)

#### (参考②) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」

##### (H25.6月 内閣府障害者施策担当)

問9-1 本法は、事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか。

(答) 本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。一般私人については、第15条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。

## 【第2項】（理由の説明等）

障害者と事業者が対話を通じて相互理解を促進することが重要であることから、第2項において、県及び事業者は、障害者に対して障害を理由として障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることに正当な理由があるときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない旨を定めています。

### （合理的配慮）

第8条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。

2 県及び事業者は、前項の意思の表明があった場合において、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であるため合理的配慮をすることができないときは、当該障害者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

### 〔趣旨〕

県及び事業者に対し、合理的配慮の提供を義務とすることを定めています。

### 〔解説〕

（第7条の解説に同様）

## 【第1項】

### （合理的配慮の基本的な考え方）

この条例では、県及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めています。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。



### (意思の表明)

「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」には、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、障害者からの意志の表明がない場合は、合理的配慮を行う義務はありません。これは、配慮を求められる相手方から見て、その人が障害者なのか、配慮を必要としているか否か分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが難しいためです。

しかしながら、障害者からの意思の表明がない場合にも、自主的に適切な配慮を行うことは、条例の趣旨から望ましいものといえます。

### (過重な負担の基本的な考え方)

過重な負担については、県及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。県及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることとします。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

### (合理的配慮を義務付ける対象)

合理的配慮を義務付ける対象は、法と同じく行政機関（条例では県）及び事業者としています。

私人（県民）については、「事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不適當」とする国の見解を踏まえ、この条例第2章に定める障害を理由とする差別の禁止の対象としていません。私人による障害者差別の禁止については、第1章「総則」に定める基本理念（第3条第2号）において規定しています。

#### (参考①) 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

#### 第7条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止) 第8条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(以下前条第2項に同じ)。

(参考②)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」(再掲)

(H25.6月 内閣府障害者施策担当)

問9-1 本法は、事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか。

(答) 本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。一般私人については、第15条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。

#### 【第2項】(理由の説明等)

障害者と事業者が対話を通じて相互理解を促進することが重要であることから、第2項において、県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であるため合理的配慮をすることができないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない旨を定めています。

### 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

(相談に関する業務)

第9条 県は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）に的確に応じ、相談に係る事案の解決を図ることができるよう、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市町が応ずる相談に係る事案の解決を支援するため、市町に対し、必要な助言及び情報の提供を行うこと。
- (2) 市町が解決することが困難な事案に係る相談に応じ、市町と連携して、関係者に対する必要な助言及び情報の提供並びに関係者間の連絡調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通知その他相談の処理のために必要な事務を行うこと。

〔趣旨〕

障害を理由とする差別に関する相談体制について定めています。

山口県では、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、県と市町で適切な役割分担とするため、まず相談者にとって一番身近な市町が一次的な窓口を担い、市町で解決困難な問題については県が相談対応する仕組みとしています。

〔解説〕

この条では、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、相談に係る事案の解決を図るために県が行う業務について規定する旨を示しています。

障害を理由とする差別に関する相談をすることができる者については、特に限定した規定とはせず、障害者やその家族だけでなく、事業者やその他の関係者からの相談も可能です。

#### 【第1号】(市町への支援)

山口県では、相談者にとって身近な市町が一次的な窓口を担うこととしており、市町が応じる相談に係る事案の解決を支援するため、県は、市町に対し、必要な助言及び情報の提供を行うことを定めています。

#### 【第2号】(相談への対応)

県は、二次窓口として、市町が解決することが困難な事案に係る相談に応じ、市町と連携して、相談事案の関係者に対する必要な助言や情報の提供、関係者間の連絡調整を行うことを定めています。

#### 【第3号】(相談の処理のために必要な事務)

県は、相談の内容に応じ、関係行政機関への通知やその他相談の処理のために必要な事務を行うことを定めています。

例えば、相談の内容が障害者虐待が疑われる事案、雇用における不当な差別的取扱いやその他の障害者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、関係行政機関への通告や通報など必要な対応を行います。

(あっせんの求め)

第10条 障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、事業者が当該障害者に対して第7条第1項の規定に違反して不当な差別的取扱いをし、又は第8条第1項の規定に違反して合理的配慮をしなかったと認める場合は、当該事案の解決を図るため、知事に対し、山口県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）によるあっせんを求めることができる。ただし、障害者の保護者は、当該障害者の意に反して当該あっせんを求めることができない。

2 前項の規定によるあっせんの求め（以下「あっせんの求め」という。）は、前条第2号の規定による県への相談を経た後でなければ、することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんの求めをすることができない。

(1) 当該事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき解決を図ることができるものであるとき。

(2) 過去に当該事案につきあっせんの求めがなされたことがあるとき。

〔趣旨〕

第2章（第7条・第8条）で禁止する「障害を理由とする差別」に関する事案について、第9条に規定する相談の仕組みによっても解決が困難である場合に、障害者があっせんを求めができることを定めています。

〔解説〕

【第1項】

(あっせんを求めることができる者)

あっせんとは、第三者機関である山口県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）が、公正かつ中立な立場から提案することにより、事案の解決を目指すものです。

あっせんを求めることができる者は、① 障害者、② その保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう）としています。

この条例の紛争解決の仕組みは、障害を理由とする差別を受けることで侵害される障害者の権利利益の救済を図る趣旨のものであるため、委員会によるあっせんは、障害者側からの求めによって行うこととしています。

また、障害者本人が子どもである場合や意思表示が困難な場合など、障害者本人があっせんの求めをすることが困難な場合を想定し、障害者の保護者もあっせんを求めすることができることとしています。

### (あつせんを求めることができる場合)

この条例の差別禁止規定の実効性を確保する趣旨により、事業者が第7条第1項の規定に違反して不当な差別的取扱いをし、又は第8条第1項の規定に違反して合理的配慮をしなかったと認める場合に、あつせんを求めることができることとしています。

なお、県による本条例の差別禁止規定違反については、行政不服審査法や服務規程である県職員対応要領に基づいて対応することが適当であることから、あつせんの対象としていません。

### (あつせんの申立て先)

あつせんは、知事に対して求めることとしています。

ただし、あつせんの公正中立性を確保するため、あつせん自体は知事の附属機関である山口県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」といいます。）が行うこととしています（第12条参照）。

### (障害者の意に反するあつせんの求めの禁止)

障害者の保護者は、障害者の意に反してあつせんを求めることができないこととしています。

「障害者の意に反して」とは、障害者本人があつせんによる解決を望まないことを明示している場合や、障害者本人にあつせんを求める意思がないことが明らかである場合です。

#### (参考①) 行政不服審査法

##### (処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

##### (不作為についての審査請求)

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

#### (参考②) 山口県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

##### (監督者の責務)

第4条 職員のうち、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

### 【第2項】（県への相談）

障害者又はその保護者は、第9条第2号の規定による県への相談を経た後でなければ、あっせんの求めをすることができないこととしています。

障害を理由とする差別に関する事案については、当事者同士の話し合いにより相互理解を深め円満に解決することが望ましく、県は市町と連携した重層的な相談体制により事案の解決を支援します。

### 【第3項】（あっせんの求めをすることができない場合）

① 当該事案が障害者雇用促進法の規定に基づき解決を図ることができるものであるとき、② 過去に当該事案につきあっせんの求めがなされたことがあるとき、のいずれかに該当する場合は、あっせんの求めをすることができないものとしています。

①については、障害者雇用促進法の規定に基づき解決を図ることができるときは、同法により解決を図る趣旨から、この条例のあっせんの求めの対象外としているものです。これは、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる障害者差別解消法の規定に則したものです。

②については、過去にあっせんの求めがなされたことがある事案について、再度あっせんを行っても事案の解決は見込めず、あっせん以外の方法により解決を図ることが適当と考えられることから、この条例のあっせんの求めの対象外としているものです。

#### （参考①）障害者差別解消法

#### （事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

(参考②) 障害者雇用促進法  
(障害者に対する差別の禁止)

第 34 条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第 35 条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(参考③) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 Q & A 集」  
(H25.6 月 内閣府障害者施策担当)

【8. 障害者雇用促進法との関係】

問 8-1 第 13 条 (事業主による措置に関する特例) の趣旨如何。

(答) 1. 雇用分野については、労使の紛争解決の蓄積がある都道府県労働局等を活用した紛争解決制度を構築すること等、雇用分野特有の内容を定める必要があることから、今国会で成立した障害者の雇用の促進等に関する法律の改正法により具体的な措置を規定することとしている。

2. 本法は、障害者の自立と社会参加に関わる広範な分野を対象とするものであり、本法と障害者雇用促進法とで重複が生じることを避ける必要があるため、雇用分野における具体的な措置については障害者雇用促進法に委ねる旨の規定を置くこととしたものである。。

(事案の調査)

第 11 条 知事は、あっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めに係る事案(以下「事案」という。)について事実の調査を行うものとする。

2 当事者(あっせんの求めをした者及びその相手方である事業者をいう。以下同じ。)は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

〔趣旨〕

あっせんの求めがあったときは、知事があっせんの求めに係る事案について調査を行う旨を定めています。

〔解説〕

【第 1 項】(事実の調査)

知事は、委員会があっせん案を作成するに当たり必要となる基本的な情報を収集・整理するために、調査を行うこととしています。

## 【第2項】（事実の調査への協力）

当事者（あっせんの求めをした者及びその相手方である事業者。以下同じ）について、知事による事実の調査への協力義務を定めています。

（あっせんへの付託）

第12条 知事は、前条第1項の調査を行ったときは、次条第1項各号のいずれかに該当することが明らかな場合を除き、当該事案を委員会によるあっせんに付するものとする。

### 〔趣旨〕

知事の委員会へのあっせんの付託について定めています。

### 〔解説〕

知事は、あっせんの求めに係る事案について事実の調査を行ったときは、① 事案が解決したときその他あっせんの必要がないとき、② 事案について国又は他の地方公共団体が現に解決を図っているときその他あっせんを行うことが適当でないとき、のいずれかに該当することが明らかな場合を除き、当該事案を委員会によるあっせんに付することとしています。

あっせんを委員会に付することとしているのは、あっせんの公正中立性を確保するためです（第10条参照）。

（あっせん）

第13条 委員会は、前条の規定により事案があっせんに付されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとする。

(1) 事案が解決したときその他あっせんの必要がないとき。

(2) 事案について国又は他の地方公共団体が現に解決を図っているときその他あっせんを行うことが適当でないとき。

2 委員会は、あっせんのため必要があると認めるときは、当事者その他関係者に対して説明又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、当事者から意見を聴取し、事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。ただし、事業者が第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反したと認められない場合には、当事者に対し、その旨を通知するものとする。

4 あっせんは、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了する。

(1) あっせんにより事案が解決したとき。

(2) あっせんによる事案の解決の見込みがなくなったとき。



- (3) 委員会が前項ただし書の規定による通知をしたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんを行うことが適当でなくなったとき。
- 5 委員会は、第1項各号に掲げる場合に該当してあっせんを行わないとき又は前項の規定によりあっせんが終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

〔趣旨〕

委員会が行うあっせんについて定めています。

〔解説〕

【第1項】（事実の調査）

委員会は、知事から事案があっせんに付されたときは、① 事案が解決したときその他あっせんの必要がないとき、② 事案について国又は他の地方公共団体が現に解決を図っているときその他あっせんを行うことが適当でないとき、のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとしています。

①の「その他あっせんの必要がないとき」は、次のような場合をいいます。

- あっせんの求めをした者があっせんの求めを取り下げる旨の意思を示した場合
- 虚偽に基づくあっせんの求めがあった場合など、対象事案が発生していないことが明らかになった場合 など

②の「その他あっせんを行うことが適当でないとき」とは、次のような場合をいいます。

- 裁判所で係争中の事案である場合又は判決により既に権利関係が確定している事案である場合
- 現に犯罪捜査の対象となっている事案である場合
- 事案の発生した日（継続性のある事案の場合は、その終了日）から3年を経過している場合（民法第724条を援用） など

（参考）民法

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

【第2項】（説明又は資料の提出の求め）

委員会は、基本的には、知事が行う事実の調査の結果に基づきあっせんを行いますが、あっせんのために必要があると認めるときは、当事者やその他関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができるものとしています。

なお、「関係者」には、事案の解決のために説明や資料の提出を求める必要がある者を広く含みます。

### 【第3項】（あっせん案の作成・提示等）

委員会は、当事者から意見を聴取し、事案の解決に必要なあっせん案を作成し、当事者に提示するものとしています。紛争解決の仕組みは障害者の権利利益の救済を図る趣旨のものであるため、委員会によるあっせんは障害者側からの求めによって行うこととしていますが、あっせん案の作成に当たっては、あっせんが公正・中立な観点から双方の主張を整理し、調整を行う趣旨のものであることを踏まえ、当事者双方から意見を聴取するものとしています。

また、委員会の審議の結果、事業者が第7条第1項（不当な差別的取扱いの禁止）又は第8条第1項（合理的配慮の提供義務）の規定に違反したと認められない場合には、当事者双方に対し、その旨を通知するものと定めています。

### 【第4項】（あっせんの終了）

あっせんは、① あっせんにより事案が解決したとき、② あっせんによる事案の解決の見込みがなくなったとき、③ 委員会が前項ただし書の規定による通知（事業者が不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反したと認められない旨の通知）をしたとき、④ ①～③のほか、あっせんを行うことが適当でなくなったとき、のいずれかに該当する場合は、終了するものとしています。

①の「あっせんにより事案が解決したとき」は、あっせん案を当事者双方が受諾し、定められた履行期限までに事業者があっせん案を履行したことを確認できたときを想定しています。

②の「あっせんによる事案の解決の見込みがなくなったとき」は、当事者のいずれかがあっせん案を受諾しないとき、並びに事業者があっせん案を受諾したものの履行しないときを想定しています。

④の「①～③のほか、あっせんを行うことが適当でなくなったとき」は、あっせんの過程で、第10条第3項各号の規定又は第13条第1項各号の規定に該当することが判明した場合などを想定しています。

### 【第5項】（知事への報告）

知事から付託されたあっせん事案について、委員会は、第1項の規定によりあっせんを行わないとき又は第4項の規定によりあっせんが終了したときは、その旨を知事に報告するものとしています。

(勧告)

第14条 委員会は、あっせん案を提示した場合において、第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反したと認められる事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないときは、知事に対し、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消のために必要な措置をとることを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置をとることを勧告するものとする。

〔趣旨〕

事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないときの勧告について定めています。

〔解説〕

【第1項】(委員会による勧告の求め)

委員会は、あっせん案を提示した場合において、不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反したと認められる事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないときは、知事に対し、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消のために必要な措置をとることを勧告するよう求めることができるものとしています。

これは、事業者が正当な理由なくあっせん案を受諾しない又は受諾したあっせん案に従わない場合において、あっせんの実効性を担保し、あっせんの手続きの意義が損なわれないようにするためのものです。

この条のあっせん案を受諾しない又はあっせん案に従わない「正当な理由」に該当する例としては、入院治療、天災など、事業者に責任が問えない事情がある場合などが挙げられます。

なお、この条例に規定する紛争解決の仕組みは、侵害された障害者の権利利益の救済を図る趣旨のものであり、障害者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾しない場合でも、障害者に対する勧告を求めることとはしていませんが、障害者においても、公平・中立な観点から委員会が作成・提示したあっせん案の趣旨を理解して事案の解決に協力することが求められます。

【第2項】(知事による勧告)

知事は、委員会から勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し勧告を行い、障害者への不利益取扱いをやめることや必要とされる配慮を行うこと、又は障害を理由とする差別を将来行わないための取組などを促すこととしています。

(公表)

第 15 条 知事は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成 7 年山口県条例第 1 号）第 3 章第 3 節の規定の例による。

〔趣旨〕

勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わないときの公表について定めています。

〔解説〕

【第 1 項】（知事による公表）

知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとしています。

公表は、この条例の目的である障害を理由とする差別の解消を図るために、県民に対し、差別の禁止の規定に違反する事業者の存在について注意を喚起し、県民が自己防衛等するための情報提供として行うものです。

この条の勧告に従わない「正当な理由」に該当する例としては、入院治療、天災など、事業者が責任が問えない事情がある場合などが挙げられます。

【第 2 項】（事業者に対する弁明の機会の付与）

知事は、公表をしようとする場合には、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならないものとしています。

公表は、県民に対する注意喚起・情報提供を目的としていますが、事業者にとっては制裁的要素を伴うものであることから、公表に際して慎重な手続きを踏むため、弁明の機会を与えることとしています。

【第 3 項】（弁明の機会の付与の手続き）

事業者への弁明の機会の付与の手続きについては、山口県行政手続条例第 3 章第 3 節（弁明の機会の付与）の規定の例によることとしたものです。

(参考) 山口県行政手続条例

第 3 節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第 26 条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 27 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第 28 条 第 14 条第 3 項〔※ 1〕及び第 15 条〔※ 2〕の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 14 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 27 条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第 15 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 27 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 28 条において準用する第 14 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

※ 1 (聴聞の通知の方式)

第 14 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

※ 2 (代理人)

第 15 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(山口県障害者差別解消調整委員会)

第16条 事案についてあっせんを行わせるため、委員会を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 障害者
  - (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
  - (4) 事業者
  - (5) 関係行政機関の職員
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

〔趣旨〕

あっせんを行うために設置する山口県障害者差別解消調整委員会について定めています。

〔解説〕

委員会は、知事の付託を受け、あっせんの求めに係る事案についてあっせんを行うため、この条例において、地方自治法の規定に基づく知事の附属機関として設置されるものです。

委員会は、委員10人以内で組織し、様々な立場からの意見を審議に反映することができるよう、委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、事業者、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命するものとしています。

また、委員は、事案を審議する中で障害者や事業者の個人情報、法人情報等に深く関わることになります。委員が職務上知り得た秘密を守ることは、障害者が安心してあっせんを求めることができ、また、法及び条例が目的とする障害を理由とする差別の解消の実効性を担保する範囲であっせんが行われる体制を確保するうえで不可欠であるため、委員に対し守秘義務を課しています。

(参考) 地方自治法

第 138 条の 4 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 第4章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

(普及啓発)

第17条 県は、障害及び障害者に対する県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害者に関する正しい知識の普及及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

〔趣旨〕

県が実施する障害及び障害者に関する正しい知識の普及及び啓発等の施策について定めています。

〔解説〕

障害者差別については、一人一人の障害に関する知識・理解の不足や、誤った知識等に基づいた意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、各種の普及啓発に取り組み、県民の障害に関する理解を促進する必要があります。

県民一人一人が障害及び障害者に対する県民の関心と理解を深め、障害者差別が、本人のみならず、その家族や周囲の人々にも深い影響を及ぼすことが認識されるよう、障害及び障害者に関する正しい知識について、障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、広く普及啓発を行うこととしています。

(参考①) 障害者基本法

(国民の理解)

第7条 国及び地方公共団体は、基本原則(※)に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

※ 同法第3条に定める基本原則

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 2 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 3 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 4 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。



(参考②) 障害者差別解消法

(啓発活動)

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(幼児期からの理解の促進)

第 18 条 県は、子どもが、社会性を身に付けながら成長する過程において、偏見を持つことなく障害者に接する心を育むことができるよう、障害者と交流する機会の充実その他子どもが幼児期から障害についての理解と認識を深めるための施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育において、障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒との交流及び共同学習を進めることによって、その相互理解を促進するものとする。

〔趣旨〕

県が実施する幼児期からの障害理解の促進及び学校教育における相互理解の促進に係る施策について定めています。

〔解説〕

【第 1 項】(幼児期からの障害理解の促進)

幼児期に障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害者とが交流する機会をもつことは、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

幼児期から障害についての理解と認識を深め、障害の有無に関わらず共に助け合い、学び合う精神を涵養し、子どもたちが偏見を持つことなく障害者に接する心を育んでいけるよう、障害者と交流する機会の充実などの施策を実施することとしています。

【第 2 項】(学校教育における相互理解の促進)

子どもたちの学びの場として学校教育は重要な位置を占めるものであり、学校教育において、障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒との交流や共同学習を進めることによって、相互理解を促進することとしています。

(参考) 障害者基本法

(教育)

第16条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 (略)

(文化芸術活動等への参加の機会の充実等)

第19条 県は、障害者が、文化芸術活動、スポーツその他の活動に参加することにより、生活を豊かにし、自己実現を図ることができるよう、これらの活動に参加する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化芸術活動、スポーツその他の活動を通じた障害者と障害者でない者との交流を進めることによつて、その相互理解を促進するものとする。

〔趣旨〕

県が実施する障害者の文化芸術活動等への参加の機会の充実等の施策及び文化芸術活動等を通じた相互理解の促進について定めています。

〔解説〕

【第1項】(文化芸術活動等への参加の機会の充実)

障害者が文化芸術活動やスポーツ等の活動に参加することは、障害者の創造性と感性を育むことや、障害者の心身の健康の保持増進、体力・運動能力の向上につながるとともに、障害者の生活を豊かにし、自己実現を図る機会となるものであり、障害者の自立と社会参加に寄与することから、これらの活動に参加する機会を充実させるための施策等を講ずることとしています。

【第2項】(文化芸術活動等を通じた相互理解の促進)

障害者と障害者でない者とがともに文化芸術やスポーツ活動を体験することは、交流を通じた相互理解をもたらすものであり、文化芸術・スポーツ等の活動を通じた障害者と障害のない人の交流を進め、相互理解を促進することとしています。

(参考①) 障害者基本法

(文化的諸条件の整備等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(参考②) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(基本理念)

第 3 条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- (2) 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- (3) 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 (略)

(参考③) スポーツ基本法

(基本理念)

第 2 条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2～4 (略)

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6～8 (略)

(情報の取得等に関する施策の推進)

第 20 条 県は、障害者が、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話、要約筆記、点字、拡大文字、読み上げ、触手話、分かりやすい表現その他の障害の特性に応じた意思疎通の方法の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

〔趣旨〕

県が実施する障害の特性に応じた意思疎通の方法の普及等の施策について定めています。

〔解説〕

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要です。

障害者の情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実のための施策等については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備となるものであり、障害者差別の解消のための取組と連携しながら進めます。

(参考) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律  
(基本理念)

第 3 条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (2) 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。
- (4) デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第三十五号）第 2 条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

(県民全体での取組の推進)

第 21 条 県は、県民が多様な障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮を  
実践する運動を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

〔趣旨〕

「あいサポート運動」を県民全体で取り組む運動として県が推進する旨を定めています。

〔解説〕

この条に規定する「県民が多様な障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮  
を実践する運動を県民全体で取り組む運動」として「あいサポート運動」を推進していま  
す。

県では、あいサポート運動を実践していただく方（あいサポーター）の養成やあいサポ  
ート企業・団体の認定を行うなどの取組を通じ、県民レベルでの障害理解や配慮の実践を  
進めていくこととしています。

(県民等の活動の促進)

第 22 条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う障害及び  
障害者についての理解を深めるための活動を促進するため、情報の提供その他の必要  
な支援を行うものとする。

〔趣旨〕

民間団体が行う障害理解等のための活動を県が促進する旨を定めています。

〔解説〕

県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が障害及び障害者についての理解を深める  
ための活動をより効果的に行うことができるよう、県が情報の提供その他の必要な支援を  
行う旨を規定し、県、市町、事業者及び県民が一体となって差別の解消に取り組むことと  
する、前文、基本理念（第 3 条）の趣旨の具体化を図っています。

県では、あいサポート企業・団体による障害理解に資する取組の好事例について、あい  
サポート運動に係る広報媒体である「あいサポート通信」に記載して県民に発信するなど、  
民間団体等の活動の好事例について広く周知を図り、県民等の障害理解のための活動を促  
進することとしています。

(人材の育成及び確保)

第 23 条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

〔趣旨〕

障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、県が人材の育成及び確保に努める旨を定めています。

〔解説〕

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、障害者や事業者等からの相談を適切に受け止め、対応する人材の確保・育成が重要です。相談対応を行う人材は、公正中立な立場から相談対応を行うとともに、法や解決事例に関する知識、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識等が備わっていることが望ましいとされます。県では、必要な情報提供や研修の実施等を通じて、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上等を図ることとしています。

## 第5章 雑則

(財政上の措置)

第24条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

県は施策推進のために必要な財政上の措置を講ずる旨を定めています。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

〔趣旨〕

この条例の施行に当たり必要な事項について、別途規則で定める旨を定めており、規則において、あっせん申立書の様式などを規定しているものです。

## 第6章 罰則

第26条 第16条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

〔趣旨〕

委員会の委員又は委員であった者が守秘義務に違反した場合の罰則について定めており、山口県個人情報保護条例第44条と同じ量刑としています。

（参考）山口県個人情報保護条例

第44条 第36条第2項〔※〕の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

※

第36条 （略）

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条（事業者に係る部分に限る。）、第10条から第16条まで及び第26条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

〔趣旨〕

この条例の施行日について定めています。

〔解説〕

この条例は、公布日（令和4年10月11日）から施行する旨定めています。

ただし、事業者による合理的配慮の提供義務、並びにあっせん、勧告、公表等の紛争解決の仕組みに係る規定については、その趣旨と内容について一定の周知期間が必要であることから、令和5年4月1日から施行することとしています。